

## 17. 環境配慮指針（駐車場業、倉庫業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	自動車排出ガス	悪臭	自動車排出ガス
騒音振動	自動車の出入りに伴う騒音、荷物の積み下ろしに伴う騒音・振動		

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
振動	圧縮機	振動規制法、県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものなどは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・倉庫を建築した後、当該建築物を建築確認申請以外の用途で使用する場合、使用が制限されたり別途届け出が必要となる場合がありますので、事前に関係法令を確認するとともに、当課あてにお知らせください。
- ・夜間における荷分け作業や集配作業などを行う場合は、騒音の防止に特に御配慮ください。
- ・管理する駐車場を利用する自動車について、アイドリングストップを実施するように御指導ください。（静岡県生活環境の保全等に関する条例第 105 条）

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）